

デジタル・ガバメントは、 マイナンバーカードの普及から

東京財団政策研究所 研究主幹
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

本年6月、IT新戦略が閣議決定された。デジタル・ガバメントの実現を目指して、デジタル技術を活用した新たな行政サービス、政府情報システム予算・調達の一元化やクラウドなどの先端技術の活用が始まる。

これが実現するためには、最低限国民がマイナンバーカードを取得することが条件となる。というのは、マイナンバーカードは、電子的な本人確認が可能なICチップを搭載しており、これを活用することにより、「民間」「国民一人ひとり」「政府」が一直線につながることで、様々な行政サービス・民間サービスが可能になるからだ。

現在マイナンバーカード活用の事例は極めて限定的である。カードの行政利用事例としては、コンビニでの住民票の写しの取得（コンビニ交付）が代表事例だ。民間利用事例としては、例えば三菱UFJ銀行が、住宅ローンの契約手続きを電子化し、ペーパーレスにしたことで、印紙税の節約などの実益を上げている。

しかしこれだけでは、一般国民にとってのメリットはないも同然で、マイナンバーカードを取得しようという強いインセンティブは起きない。現にカード発行枚数は1,700万枚そこそこだ。

政府が考えているカード取得のための目玉は、マイナンバーカードの健康保険証利用だ。令和4年度中におおむねすべての医療機関での導入を目指す、としている。

しかし筆者が考える問題は、カード取得だけでは十分ではないということだ。先述の、「民間」「国民」「政府」の3者を効率よくつなぐためには、カードを使ってアクセスするマイナポータルの活用（API連携）が決定的に重要だ。

マイナポータルというのは、国民全員が持つ、政府が運営するポータルサイトである。そこで、ポータルを通じて、行政機関と民間との情報連携（API連携）をすることができれば、国民にとって利便性の高い行政手続きを拡大・拡充することができる。さらに個人と民間の取引についても、個人のニーズに応じて多種多様なサービスを組み立てることができるのである。

例えば、現在、個人が金融機関から融資を受けたいときには、所得証明書を役所に出向いて入手する必要があったが、API連携をすることで、マイナポータルを通じて金融機関との間で自己情報を直接やり取りできるようになり、役所や金融機関に出向く必要がなくな

なる。また税務申告を例にとると、以下のようになる。

まずは医療費控除だが、納税者がポータルを通じて保険者から医療情報を取得し、その情報データを直接e-Taxで申告できる。さらに、生命保険料控除の証明書、住宅取得資金残高証明書、特定口座年間取引報告書などは、必要な税制改正や証明書発行機関への働きかけも済んでおり、令和2年の確定申告から同様の対応が可能になる。

さらには、生命保険の一時金支払調書、iDeCo掛金、法定調書ではない取引にかかる収入関係として、暗号資産の年間取引報告書、シェアリングエコノミー関連の支払などもマイナポータルと情報連携することが予定され

ている。仮想通貨（暗号資産）交換業者はすでに、取引データを納税者に直接送付し、納税者が専用アプリで利益を自動計算、e-Taxにつなげる制度を構築している。今後、一定規模以上のプラットフォーマーからマイナポータルに所得情報などを流す仕組みを作れば利便性はさらに向上する。加えて、給与所得の源泉徴収票、報酬・料金などの支払調書を支払者（証明書等の発行業者）と連携させれば、申告利便は飛躍的に向上する。

ポータルは国民一人ひとりのもので、税務署がポータル経由で個人情報のをぞくということは仕組み上ありえない。政府は利便性向上をもっとPRして、カード、ポータルの普及を図ってほしい。